

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年11月6日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成30年11月27日午前10時15分

2 公売（入札）締切日時

平成30年11月27日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成30年11月27日午前10時40分

6 開札の日時

平成30年11月27日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成30年12月4日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

平成30年12月4日正午

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財13

2 見積価額

3,780,000円

3 公売保証金

380,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区鳴滝中道町

地 番 21番21

地 目 宅地

地 積 60.19㎡

(2) 建物

所 在 京都市右京区鳴滝中道町 21番地21

家屋番号 21番21

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 24.84㎡

2階 19.87㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、京福電気鉄道北野線「鳴滝」駅から南東方へ道路距離で約0.2kmに位置しています。

(2) 公売財産(1)は、間口(西側)約3.8m、奥行約16mのほぼ長方形地(中間画地)であり、西側が幅員約4mの舗装私道(建築基準法上の道路)に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。

なお、公売財産(1)の西側部分は上記私道敷部分を含み、当該部分の面積割合は、机上概測によると、登記地積の約13%です。

- (3) 公売財産(1)の南側においては、公売財産(2)の屋根の一部及び隣接建物の屋根の一部が相互に越境し、公売財産(1)の南側及び北側において、所有者が判明していないブロック塀が相互に越境している可能性があります。
- (4) 公売財産(2)の東側に接着して建物が増築されており、現在の指定建蔽率及び指定容積率を超過しています。
- (5) 公売財産(1)及び(2)の登記簿には、平成30年7月4日現在、以下の賃借権設定請求権仮登記がされています。

ア 公売財産(1)の賃借権設定請求権仮登記

(ア) 登記の目的：賃借権設定請求権仮登記，原因：昭和51年1月24日設定予約，借賃：1㎡1月100円，支払期：毎月末日，存続期間：3年，特約：譲渡，転貸ができる

(イ) 登記の目的：賃借権設定請求権仮登記，原因：昭和59年4月3日設定予約，借賃：1月2，000円，支払期：毎月末日，存続期間：3年，特約：譲渡，転貸ができる

イ 公売財産(2)の賃借権設定請求権仮登記

(ア) 登記の目的：賃借権設定請求権仮登記，原因：昭和51年1月24日設定予約，借賃：1㎡1月100円，支払期：毎月末日，存続期間：3年，特約：譲渡，転貸ができる

(イ) 登記の目的：賃借権設定請求権仮登記，原因：昭和59年4月3日設定予約，借賃：1月3，000円，支払期：毎月末日，存続期間：3年，特約：譲渡，転貸ができる

- (6) 公売財産(2)は築後約56年経過しており、維持管理の状態は劣悪で倒壊の危険があり、現状のままで利用することは困難です。増築部分の屋根が、風雨により著しく損傷しています。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 第一種低層住居専用地域，指定建蔽率50%，指定容積率80%，敷地面積の最低限度100㎡，10m高度地区，日影規制（二），山ろく型建造物修景地区 北部地区，遠景デザイン保全区域（16），（11），（49），屋外広告物第2種地域
- (2) 公売財産は相続財産法人の所有物件であり，平成30年9月現在，公売財産(2)は空き家ですが，動産等が残置されてます。

また、公売財産(1)の西側に軽自動車が残置されています。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課
TEL : 075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)